



SQF規定、第7.2版、変更事項に関する概要

セク シヨ ン 項/ 第7.1 版の ペー ジ数	変更事項に関 する概要	変更事項
ドキュメ ント全体	用語「免除する/免除 された」の使用方法を 明確化	用語「除く」/「除外」を必要に応じて「免除する」/「免除」に変更。
ドキュメ ント全体	用語「認証」の使用方 法を明確化	用語「登録認証」を「認証」に変更。
パー トA		
第1.2項 、28ペー	FSCの明確化	FSC 3の以下の部分を削除「3A:さらなる加工処理を受ける生鮮農産物」および「3B:すぐに食べられ

ジ		る (RTE) 青果」
第1.2項、28/29ページ	GFSIベンチマークを取得しているベンチマークを示すよう訂正	追加:GFSIベンチマークを取得しているFSCを示す列
第1.5項、30ページ	プラクティショナーの役割を明確化	変更事項:「SQFコンサルタントを利用するか否かを問わず、SQF規定では、各サプライヤーが適切な資格を有するSQFプラクティショナーをサイトに配属し、食品安全の基礎、食品安全プラン(レベル2)、食品品質プラン(レベル3)の開発、実施、評価および保守を監督することを義務付けています。」
第1.10項、31ページ	マルチサイトプログラムを実施しようとするサプライヤー向けに説明を訂正	追加:「SQFマルチサイトプログラムを実施しようとするサプライヤー(モジュール16を参照)は、認証審査請求においてその旨を認証機関に届け出なくてはなりません。合意を受けたマルチサイトプログラムは(セントラルサイトおよびサブサイトの数と名前を含む)、認証機関との契約に含めなくてはなりません。」
第2.2項、32ページ	認証範囲の例外を訂正	変更事項:認証範囲にはサイト全体が含まれていなくてはなりません。いかなる理由でも免除申請は認証機関に書面で行い、承認を受けなくてはなりません。
(7.2:新規 - 第2.8項、35ページ)	季節需要対応サプライヤー向けの初回認証要件を策定	追加:季節需要対応サプライヤー向けの初回認証審査の要件。
3.2、36ページ	不適合に関する対処の明確化	変更事項:不適合に関する対処は、実際にはSQF評価データベースの対処基準を参考にしています。
第4.2項、38ページ	サーベイランスプロトコルの変更	削除:「サーベイランス審査のために計算されるスコアや格付けはありません。」 追加:「新しいスコアや格付けはサーベイランス審査時に発行されますが、再認証審査日に変更はありません。」
第4.3項、38ページ	再認証審査日変更の明確化	削除:「業務上の要件または季節的要件などの特別な事情がある場合、サプライヤーと認証機関の間の双方合意により、再認証日を応当日より前倒しすることができ、新たな再認証日が新しい初認証審査日と定められます。」 追加:「SQFシニアテクニカルディレクターが発行する書面による承認を受けた場合、天災または悪天候などの極端な環境下に置かれた場合も含めて、サプライヤーの再認証審査日程および認証失効日が一時的に延長されます。季節需要対応サプライヤーについては、パートA第4.9項

		を参照してください。再認証審査日に永続的な変更が必要となる場合は、SQFシニアテクニカルディレクターの書面による承認が必要であり、当該サプライヤーの新たな再認証日は応当日よりも前倒しになる可能性があります。また、新たな再認証日が新しい初認証審査日と定められます。」
第4.4項、39ページ	再認証手続き条件の訂正	ii. を次の通りに変更:「サプライヤーが再認証またはサーベイランス審査を拒否した場合。。。」 iii. を次の通りに変更:「サプライヤーが再認証またはサーベイランスで格付け「F - 不順守」を受けた場合。。。」
(7.2:新規 - 第4.5項、39ページ)	無通告の再認証審査の protocols を策定	追加:無通告の再認証審査プロトコル。
第4.5項、39ページ (7.2:第4.6項、41ページ)	認証が一時停止となる条件を明確化	最初のパラグラフを次の通りに変更:「サプライヤーが以下の状態の場合、認証機関はSQF認証を一時停止するものとします。 i. 再認証またはサーベイランス審査を拒否した場合 ii. 格付けで「F - 不順守」を受けた場合 iii. 是正措置を取らない場合 iv. 無通告審査を拒否した場合 v. 指定された期間内には是正措置を取らない場合、または vi. SQF規定の要件を順守していないと認証機関が判断した場合」
第4.6項、39ページ (7.2:第4.7項、42ページ)	認証が取り下げられる条件を明確化	iii. を次の通りに変更:「SQF認証との整合性が取れていない場合。」
(7.2:新規 - 第4.8項)	季節需要対応サプライヤーに対するサーベイランス審査の条件を策	追加:季節需要対応サプライヤーに対するサーベイランス審査の要件。

、42ページ)	定	
(7.2:新規 - 第4.9項、43ページ)	季節需要対応サプライヤーに対する再認証審査の条件を策定	追加:季節需要対応サプライヤーに対する再認証審査の要件。
第5.1項、41ページ	認証範囲が変更される場合の条件を明確化	追加:サプライヤーが認証範囲変更を請求する際の条件。
第5.2項、41ページ	サプライヤーが認証機関を変更可能な時期を明確化。	削除:「サプライヤーの格付けが「C - 順守」で、サーベイランス審査が義務付けられている場合は、サーベイランス審査実施後に限り、認証機関を変更できます。」 追加:「サーベイランス審査が義務付けられているサプライヤーは、サーベイランス審査実施後、またはSQFIシニアテクニカルディレクターの書面による承認を受けた場合に限り、認証機関を変更できます。」
パートB		
モジュール3~13	安全性データシート (SDS) への言及を明確化	すべてのモジュールにおいて、「製品安全性データシート (MSDS)」への言及を次の通りに変更: 「安全性データシート (SDS)」
モジュール9~13	空気の品質条件を明確化	圧縮空気の要件を明確化
第2.1.4項、48ページ	食品安全プランへの変更に対する妥当性確認を明確化	レベル1、2、3:第2.1.4.4項を次の通りに変更:「サプライヤーの安全な食品を提供する能力に影響を及ぼす変更が食品安全の基礎、食品安全プラン、食品品質プランに行われる場合、これらの妥当性を確認するものとします。」
第2.3.4項、53ページ	契約製造業者の監督要件を明確化	レベル2、3。第2.3.4.1項を次の通りに変更:「食品安全 (およびレベル3に相当する品質)、顧客の製品要件に関連するあらゆる取り決めが規定・同意されていることを確認する方法と責任を文書化し、実施するものとします。。。」 i.

		を次の通りに変更:「SQF規定への順守および顧客要件が常に満たされていることを検証する。高リスクとみなされる契約製造業者の製品および/またはプロセスについて、サプライヤーまたはその他の第三者代理店が審査を実施し、SQF規定および合意した取り決めに順守していることを確認する。」
第2.4.1項、54ページ	SQFが主要契約として付加されていることを明確化	レベル2、3:第2.4.1.3項に追加:公示が義務付けられている食品安全に関する事象(規制機関からの警告書受領など)を引き起こしたことが確認され次第、SQFIおよび認証機関にその事象から24時間以内に通知するものとします。」
第2.4.2.2項、54ページ	用語「免除する」の使用方法を明確化	第2.4.2.2項の変更:「除外する」を削除し「免除する」に置き換える。
第2.4.2.2項、54ページ	リスク評価を明確化	第2.4.2.2項を次の通りに変更:「サプライヤーは、本規定の関連する後続モジュール(モジュール3~15)に記載されている食品安全の基礎を確実に適用するものとします。これらの要件は、食品安全を危険にさらさないことを徹底するための代替管理手段の有効性の証拠、または適用免除を正当化する詳細なリスク分析により、免除することもできます。」
第2.4.4項、55ページ	必須項目の明確化	要素全体から必須指定(M)を削除 第2.4.4.1項を次の通りに変更:「第2.4.4.1項(M)」
第2.5.1項、59ページ	妥当性確認と検証作業の責任を明確化	レベル1、2、3。第2.5.1.1項を次の通りに変更:「妥当性確認と検証作業を実施するものとします。」
第2.6.3項、64ページ	SQFおよび認証機関を最重要連絡先として含めることを明確化	レベル2、3。第2.6.3.1項に追加:「iv. SQFIおよび認証機関は必須機関としてリストに掲載され、公的性格のある食品安全に関する事故が生じた場合、またはいかなる理由にかかわらず製品リコールが生じた場合は直ちに通知を受けるものとする。」
第2.6.3.4項、64ページ	想定リコールの記録も含まれることを明確化	レベル2、3。次の通りに変更:「すべての製品の撤去、リコール、および想定演習の記録を維持するものとします。」
第5.7.1項、94ページ	ビタミンを含めるように訂正	第5.7.1.1項を次の通りに変更:「ワクチン、医薬品、ビタミンおよび栄養補助食品。。。」 および第5.7.1.2項を次の通りに変更:「動物用医薬品、ビタミンおよび栄養補助食品の在庫一覧。。。」
第5.7.5.2項、95	作物への言及を明確化	第5.7.5.2項を次の通りに変更:「作物保護対策計画。。。」

ページ		
第7.7.3.1項、110ページ	適用法規が存在しない場合の化学物質購入条件を明確化	追加:法規(規制)が存在しない場合の化学物質購入条件。
第13.2.2.3項	排水トラップシステムを設置する場所について明確化	次の通りに変更:「排水トラップシステムは、汚染を防ぐため、食品包装区域および材料取り扱い区域または施設の入口から離して配置するものとします。」
第13.2.10.2項	防護服の使用について明確化	次の通りに変更:「状況によって、防護服は食品を汚染しにくい材料で製造され、洗浄しやすいものとします。」
第13.2.10.3項	防護服の保管方法について明確化	次の通りに変更:「防護服を使用する際は、従業員が加工区域から退出するときのために、防護服を一時保管するフック、棚またはその他の場外保管庫を提供するものとし、これは、人員用の出入口ドアおよび手洗い設備に近接または隣接した場所に置くものとします。」
第13.2.11.3項	防護服の保管方法について明確化	次の通りに変更:「製品容器、器具、および清掃担当従業員の防護服を洗浄するための棚またはその他の場外保管庫を指定するものとします。必要に応じて、洗浄した器具および防護服の保管庫を提供するものとします。」
第13.3.1.2項	金属ストリップを含んだ絆創膏の使用について明確化	次の通りに変更:「露出した切り傷、腫れ物、または外傷がある人員は、包装資材の取り扱いには関与しないものとします。軽度の切り傷や擦り傷が身体の露出部にある場合は、金属ストリップを含んだ色つき絆創膏、またはその他の好適な防水性かつ色つきの保護材で覆うものとします。」
第13.3.1.3項	人員の息抜きが許可されるエリアを明確化	次の通りに変更:「製品が露出している食品取り扱いまたは保管区域では、喫煙、ガムを噛むこと、飲食、つば吐きを禁止します。」
第13.5.4.1項	圧縮空気の要件を明確化	次の通りに変更:「包装製品に接触する圧縮空気は清浄であり、食品安全にリスクをもたらさないものとします。」
第13.6.1	防護服の保管方法につ	次の通りに変更:「包装材の保管用に提供される装置は、不浸透性材料で構築され、床や保管室

. 2項	いて明確化	の清掃を可能にするよう設計するものとします。」
モジュール14	食品仲介業者と代理店への条件を策定	食品仲介業者と代理店への条件を追加。
モジュール16	更新されたGFSIガイドンスを反映するためモジュールを訂正	マルチサイト運営に関する更新されたGFSIガイドンスを反映するため要件を変更。
付属書類1		
FSC 26	食品説明の明確化	追加:「チルド食品、冷凍食品」
付属書類2		
	定義の構築	食品仲介業者を追加。国内および輸入チャンネルからあらゆる種類の食品を調達するサプライヤー。バイヤーの指定に従って委託品を入手するが、当該製品を目にしたり取り扱ったりはしません。食品仲介業者は「代理人」とも称されます。食品仲介業者/代理人は製造、輸送、自施設での食品保管は行いません。
	定義の構築	追加:認証サイクル。次回の認証審査までの1年間の期間。
	定義の構築	追加:契約製造業者。SQF認証サプライヤーが、当該サプライヤーのSQF製品範囲内の製品の一部または全部の、製造、加工、包装および/または保管に使用する契約施設。一部の場合においては、サプライヤーのサイトと契約施設の間で製品を交換製造できます。その他の場合では、契約製造業者がサプライヤー製品の完成品または部品を製造するため、契約製造業者は断続的にしか利用されないこともあります。契約製造業者はSQF規定で示される要件に従わなくてはなりません。
	定義の構築	追加:顧客。サプライヤーから製品またはサービスを購入するバイヤーまたは個人。
	定義の明確化	追加:免除。この用語は、SQFシステム評価内に含めることをサプライヤーが希望せず、モジュール2の必須要素であり本来なら除外できない予定の審査活動の開始に先立って、書面による免除請求を認証団体に提出した場合のSQF規定要素に適用されます。認証機関が施設審査の最中に

		<p>免除申請の理由を確認する場合があります。</p> <p>またこの用語は、サプライヤーが審査除外を希望した製品、加工プロセスまたは施設についても適用されます。請求は審査の前に認証機関に書面で提出しなくてはなりません。また、SQF評価データベース内の施設説明に掲載されます。</p>
	定義の明確化	追加:高リスク食品。病原微生物を含む可能性があり、毒素の形成または病原微生物の生育を助長する食品で、その生育により消費者に傷病を引き起こす重大な可能性がある食料または食品。顧客により高リスクと見なされる食品、関連する食品規制により高リスクと定められた食品、または重大な食品媒介の病気発生の原因となる食品にも適用される場合があります。
	定義の明確化	追加:高リスク処理。食品汚染を防ぐため、特別な管理および/または高度な衛生管理が義務付けられている施設、隔離室または隔離区域。
	定義の明確化	追加:マルチサイトプログラム。マルチサイト認証とは、SQF規定の認証資格を有しかつすべてが同じ低リスク生産活動に関与している主生産者サブサイトネットワークを有する、SQF規定に対して認証された法人（製造業者、梱包業者、倉庫など）、またはそのような認証の資格を有する法人が関与します。セントラルサイトおよび全サブサイトはすべて1カ国内に存在し、同一の食品安全法体系の下で操業しています。
	定義の構築	<p>追加:N/A。「適用なし」を表します。SQF要素が即時には適用されませんが、当該施設にその要素を満たす義務がある場合、審査中に審査員が「N/A」と報告する場合があります。</p> <p>また、N/Aは二重失点を避けるために報告される場合があります（例：ある要素が不適合であることが判明したが、類似のより適切な要素が存在する場合）。この場合、当該要素については「N/A」と報告されます。</p>
	定義の構築	追加:施設内検査室。微生物製品およびその他の製品テストが実施される施設内の指定閉鎖区域。管理を怠ると汚染を引き起こすため、高度な検査室業務遂行能力が要求されます。
	定義の構築	追加:手直し。仕掛品を含む、食料、原料および材料。無菌で不純物が混入しておらず、通常の製品フローから外れています。リリース承認前の検査・分析が必要で、プロセス内での再利用に適しています。
	定義の構築	追加:サンプリングプログラム。審査計画策定者が定義するサイト審査のプログラム。ただし、指定条件に基づいて認証機関が実施を決定します。
	定義の構築	追加:無通告審査。最終認証日から3認証サイクル内および応当日前後から30暦日以内に実施される、SQF認証施設に対する事前通告無しの再認証審査。

付属書類3		
スケジュール1、191ページ	企業品質シールドの使用に関する使用規定の訂正	企業による単一品質シールドの使用条件を追加。